

第17回（仮称）釧路市自治基本条例検討委員会 次第

■日時 平成26年7月11日（金）18:00～20:00

■場所 釧路市交流プラザさいわい 小ホール

1 開会

2 議事

（1）講演会等での質疑・意見要旨 【資料1-1，1-2，1-3，1-4】

（2）平成26年6月定例会市議会での質疑・意見要旨 【資料2】

（3）用語の定義について

① 市民、市政、まちづくり 【資料3-2】【参考資料1】

3 その他

（1）今後の検討委員会開催日程 【資料4】

4 閉会

【配付資料】

- 資料 1-1 傍聴人からの意見要旨(感想記入シート)
- 資料 1-2 団体意見交換での質疑・意見要旨
- 資料 1-3 講演会「市民が主役のまちづくり」を考える での質疑・意見要旨
- 資料 1-4 講演会「市民が主役のまちづくり」を考える アンケート結果
- 資料 2 平成 26 年 6 月議会における質疑要旨
- 資料 3-1 コミュニティに関する議論の整理
- 資料 3-2 用語の定義について
- 資料 4 (仮称) 釧路市自治基本条例検討委員会 H26 年度開催日程
- 参考資料 1 (仮称) 釧路市自治基本条例(素案のたたき台)(ハイライト・下線付)
感想記入シート

【第 13 回検討委員会資料】

- 資料 3-1 (仮称) 釧路市自治基本条例(素案のたたき台)
- 資料 3-2 (仮称) 釧路市自治基本条例(素案のたたき台) 検討用資料
- 資料 3-3 (仮称) 釧路市自治基本条例(素案のたたき台) 掲載条項一覧

【第 15 回検討委員会配付資料】

- 参考資料 1 自治基本条例 条文比較

傍聴人からの意見要旨（感想記入シート）

1. 第 15 回検討委員会（6 月 6 日実施）

① 市の他の委員会で委員を務めており、傍聴のあり方の参考にしたいと、こちらの検討委員会を傍聴した。協議内容の抽象度と傍聴制度の取りやすさは正比例すると感じた。

② この検討委員会では、まちづくりに対する成熟度が高い方々によって議論がなされているが、自治基本条例は子どもも含めた一般市民のためのものであり、そこではマズローのいう「安全の欲求」さえ十分満たされない方々の割合が今後増えると思われる。

実際に地域コミュニティの現場では、自治会運営さえままならない現状があり、今の議論とのギャップを若干感じた。

市民参加を考える上では、年齢だけでなく『成熟に応じた』形でまちづくりに参加することができるよう配慮」する必要があるのではないかな。

③ 委員から「まちづくりに参加できる子どもを育てていかなければ」とのご発言があったが、そのとおりと思う。

基礎学力の向上にも通じる話だが、子ども（と大人）の社会化（自分は地域の一員であるという認識）について、家庭内外での教育を進めなければ「自治基本条例」の実践はかなり難しいものになると思う。

仮に今、自治基本条例を全戸配布したとして、保存版として大事なものをしまう引き出しに入れておいてもらえるかどうか。

④ 連絡文書のやりとり等から推測すると、釧路市連合町内会に登録されている旧釧路地域の 450 町内会の内、約 40 町内会が活動の継続が困難な状況にあると思われる。その方々は進行中の課題についてサポートを必要としていても適切な伝達が難しく、問題が大きくなってから表面化し、例えば「孤独死」のように、市としても大きなダメージを受ける可能性を抱えていると感じる。

⑤ 市政を地域に浸透させるには、市職員も地域住民であるという認識を持ち、町内会員として地域の集まりで発信できる位でないと、本当の目的は果たせない。阿寒町地区ではそれが大体実現できていると聞いている。

- ⑥ 釧路市の自治基本条例ができることは素晴らしいが、それを身近なものにするためには市職員が率先して主体性を持たなければ難しいと感じる。異動による責任の転嫁をせず、前例踏襲の仕事を改善し、「事なかれ」の姿勢を排し、本当の実績をあげなければ報酬が無い位の意識を市職員や、市の業務に関わる他の職員まで浸透させないと、一番の経費の無駄遣いになってしまうのではないか。

2. 第16回検討委員会（6月20日実施）

- ① 全般的に抽象論、一般論、常識論に終始している印象を受けた。より深い問題意識で、より踏み込んだ議論が必要ではないか。

団体意見交換での質疑・意見要旨

1. NPO 法人くしろ・わっと理事会（6 月 26 日実施）

- ① 市民活動に関心が無い市民をどのように意識改革していくかの戦略が問われる。それがなければ条例を作っても死に体になる。
- ② 人口が減少していく中で、これからのまちづくりのビジョン、このまちをどうしていきたいのかを市が示すべき。市民の意見は多種多様なので、優先順位をつけるためにもビジョンは必要。
- ③ 市は情報を市民に提供して、色々な課題をどんどん市民に議論させるようになってほしいし、そのための条例にして欲しい。
ただ、市民への情報提供の際には、インターネット使用の有無等、デジタルデバイドに十分配慮する必要がある。

講演会 「市民が主役のまちづくり」を考える

(6月27日実施)での質疑・意見要旨

- ① 事前に「素案のたたき台」を拝見したが、「市職員の責務」に関しては、江別・札幌市が採用している「市民の視点にたって」という表現を入れるべきだと思う。というのも、日頃自分の活動で市職員に接する度に、「上から目線で、協働の意識にかける」という印象を強く持っているため。

この点が実際の運用面で改善されなければ、いくら自治基本条例を作っても無駄な作業になってしまうと思われる。

⇒ 現在の「素案のたたき台」では「市民の視点にたって」という表現は入っていないが、市民の視点に立たないということではない。条例には前文や目的、理念があるわけで、根本のところ「市民の視点に立つ」ことが貫き通されることになる。

もちろん、「市職員の責務」で改めてその文言を入れるという選択肢もあるので、検討委員会の今後の議論としたい。

- ② ある事業で、市に後援依頼をしたところ、上から目線で断られたことがあった。市を相手にするとこういうことが多々ある。これは自治基本条例という、市民協働の考え方に反すると思うがいかがか。

⇒ 市民と市の関係には色々な形がある。市に関わるべきこともあれば、市民が自主的に自立的にやるべきこともある。

ご指摘の例で言えば、どのような事業の時に、市が後援をするのかを分かりやすいルールにして示すことが大事なことで、自治基本条例ができた後に、市民や市民団体との関係を目に見える形にするという宿題になるものと考える。

- ③ 市民参加の枠組みとしては、従来からパブリックコメントや公募委員等があるわけだが、そうした既存の枠組みでは解決できない課題が出てきたため、自治基本条例が制定されるようになったという認識でよい。

⇒ 既存の枠組みでもまちづくりには取り組めるが、それらの共通理念を形にして、既存の枠組みを一度ひとまとめにして、体系化するということが条例制定の意義の一つ。

また、地方自治法に規定されていない理念である、住民参加、情報共有、市民協働等についてこの自治基本条例で明らかにして、上乗せして取り組んでいくことで、釧路のまちづくりの質を高めることが意義の二つ目となる。

④ 「市民の責務」についてどのように考えればよいか。例えば、自分は様々な委員会に出席し、責任を持って意見を述べているが、これは自治基本条例の理念に則った活動と言って良いものか。

⇒ 「市民の責務」は難しい条項で、強く言うと義務になってしまうが、これは義務を課す条例ではなく、あくまでも自発的・自主的にそれぞれの立場で頑張るというところで条例の実効性が担保されるもの。

ただ、自発的・自主的になるには時間がかかる。まず条例の認知度が上がって、次に前向きにまちづくりに参加してくれる市民の比率が少しずつでも上がっていく。5年、10年計画で考えて行かなければならない。

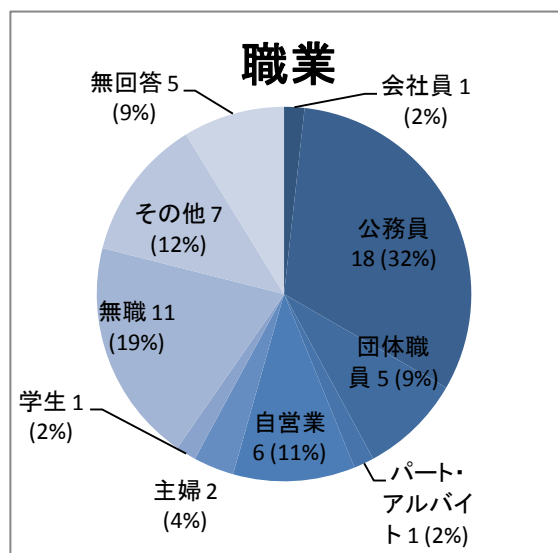
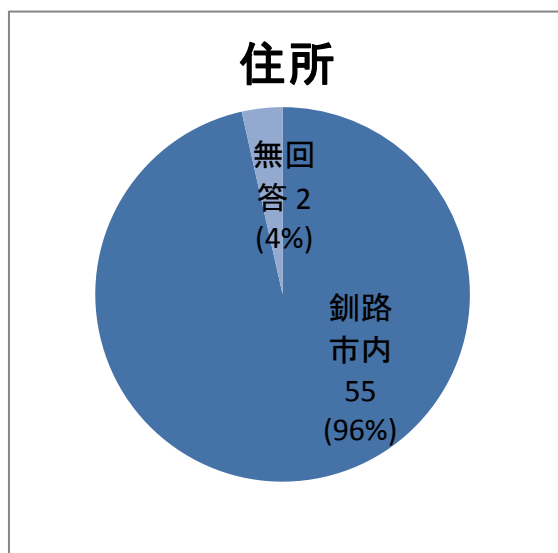
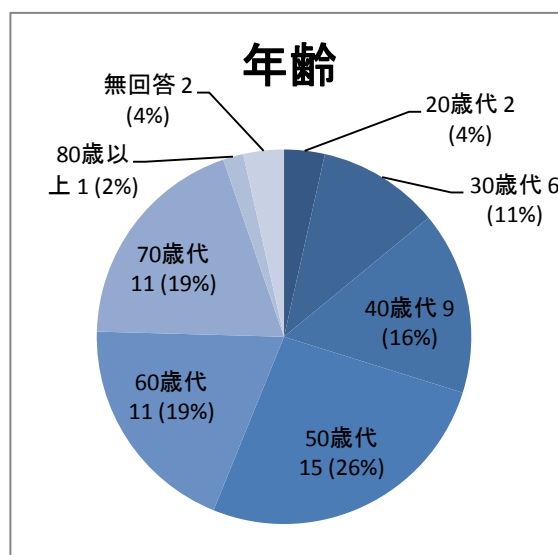
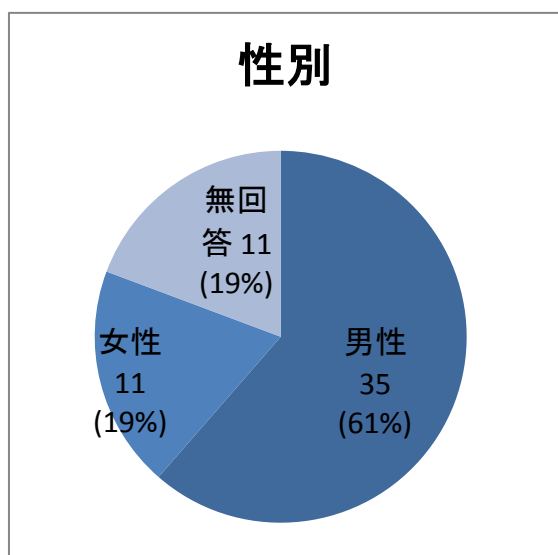
講演会 「市民が主役のまちづくり」を考える アンケート結果

1. 開催概要

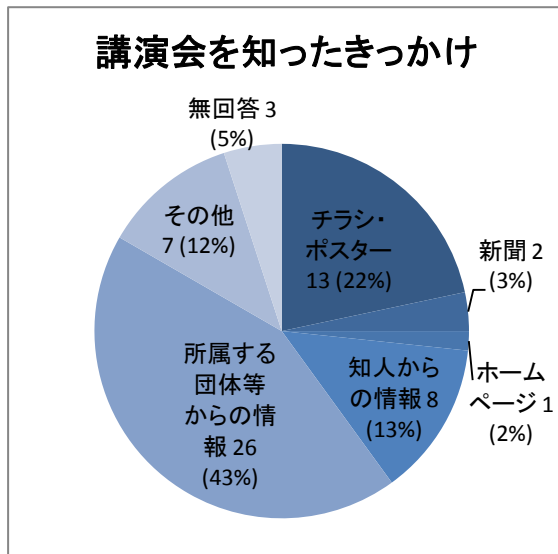
- (1) 日時 平成26年6月27日(金) 18:00 ～ 19:30
- (2) 場所 釧路市生涯学習センターまなぼとと幣舞 705号室
- (3) 出席者数 76名 (その他 報道関係者4名)

2. アンケート結果

- (1) 有効回答数 57件
- (2) 回答者属性



(3) 講演会を知ったきっかけ(複数回答可)



○所属する団体等 回答内訳

釧路市役所:5

釧路市連合町内会:10

釧路市女性団体連絡協議会:5

○その他 回答内訳

広報くしろ:2

町内会の回覧版:1

(4) 講演会や(仮称)釧路市自治基本条例に関するご意見・ご感想

※基本的に原文のまま掲載。明かな誤字のみ修正を加え、長文のもののみ要約を行っている。

- ① この条例は市職員のため(市民対応策・行政能力向上・指導対話能力向上等)に制定した方が良い。「広報くしろ」が見やすくなったと講師の発言、ということは民間委託の方が良いというのか。
- ② 行政だけに寄りかかるおまかせの市の運営ではいけないと改めて痛感しました。市の下請けでない行政と市民の協働した「まちづくり」で安心安全なこの釧路のまちに住んで良かったと皆で言えるまちにしていきたい。そのためには町内会をはじめ、民間・NPO団体がもっともっと活力ある活動が出来るよう市の支援も切望します。山崎先生の講演、大変解りやすく参考になりました。ありがとうございました。
- ③ 町内会を巻き込んでの運営力を高めてほしい。色々と情報の提供はあるが下部迄に届いているでしょうか。市民の参加を望むには団体の利用と組織を動かすことが大事と思う(町内会等の利用)。市が行う会合等の出席(市民)が非常に少ない、自己満足に終わらせない努力が必要と思う。堅い条例でなく誰でも分かる身近な条例にしてほしい。検討委員が12名と聞いているが、本日7名しか参加していない。大事な説明なのだから全員の参加を望みたい。メンバーの紹介もして欲しかった。
- ④ 今日の講演会に参加して少しばかり自治基本条例とは何かをわかったのが良かった。市民がもう少し多くの方が、まちづくりの会合にも参加ほしい。釧路市民のためにも良い条例とし、まちづくりに参加したい。
- ⑤ 良かった。
- ⑥ 次第にそって講師の方の説明をただ聞いているだけで、内容的にはつまこんだものではなかったもので、表面上をなぞっただけになってしまったと思われます。もう少し、対話形式、オーディエンスの人々に問いかける様な展開にしてほしかったと思います(時間的に大変厳しいとは思いますが)。議題としては「市民が主役のまちづくり」の内容としては合格点はつけられるのかとも思います。これらの事を積み上げて、より良い「自治基本条例」に、他都市も横並びですが、目新しいもの、特色のあるものになっていければと思います

- ⑦ 大変参考になりました。市内の実践例が少なかったのがとても残念でしたが、自治基本条例の基本的な考え方を学ぶことができました。このような機会をもっと増やしていただけると釧路市の取り組みや地域の実践例を、より多くの人が知り、釧路市の自治基本条例の理解が深まると思いました。ありがとうございました。
- ⑧ 釧路の街に住んでいる幸せを感じる条例を望みます。
- ⑨ 自治基本条例がどういうものかよくわかりました。まちづくりを具体的にイメージしながら、条例をつくり、作った後に市民一人一人が、まちづくりに参加することが大事だと思いました。議論されている内容をわかりやすく知らせてください。
- ⑩ 各町内会や各連合町内会から意見を聞いて策定してほしい。子供達の意見を聞いてほしい。これからの釧路のまちづくりをしてほしい(小・中・高・大学生から)
- ⑪ 市民と協働していこうということを具体化し、その指針を示すものである自治基本条例の内容を決める時点では、やはり有識者がその内容を詰めるのがもっともであると思う。条例の中では、市民に対しての情報公開を行うことが市の責務としてあるが、制定の場では、やはり有識者同士で決めるのが望ましい。
- ⑫ 初めて参加したが色々参考になった。
- ⑬ 今日の講演会の主題をよく理解しないで出席した。出席してみて基本条例等を土台にしての講演、基本的なことで勉強になりました。出来れば、釧路の街づくりの夢を期待しておりましたが、現状では少々無理と思います。まちづくりの「夢」は、釧路市の我々の夢であり誰もが永久に追い求めるものであり日本の中での夢、世界の夢(まちづくり)、それは世界の街づくりを夢見ながら追求したいものです。一市民として無責任なことは言えますが、本当は各自、責任ある理念、具体的な方向を持って発言したいものです。限りある時間、限りある人的資源、予算の中で今回の講演、機会ある毎に研究してゆきたいと思いますが、釧路市の担当の方も大変と思いますが、先頭に立つ方の努力、大変なことで、ありがとうございます。画面をもっと有効に使用(応用)出来たらと、わがままなことも時には期待します。
- ⑭ 質問がとても伝わりにくい。あらかじめ質問は提出しておいてもらった方が良かったのではないかな。
- ⑮ 先進条例として、帯広市と札幌市では両方とも道内であり、条例の形を誘導しているように感じた。
- ⑯ 若い世代にも関心をもっていただきたいと思います。
- ⑰ 市役所の職員の方々、みんなで知恵を出し合って下記のことを考えてください。市の発展のためには必要だが、今の釧路は港にお金がかかりすぎる。もっと街中の整備にお金をかけることは出来ないか。テレビ等で他都市を見ると本当に綺麗だ。その内、みんな帯広に抜かれるよ。もっと若者が集まる所とか人の集まれる所を考えてほしい。何かやる時は必ず市民の意見をよく聞きながらやってほしい。図書館のようにならないように。市民は街中を散歩中に、色々なことを考えている。思いきって、ドーム市民球場を作ってはどうか。公立大と同じように管内の町村と協力してやれないものか。市民球場にそこそこお金をかけるなら一考の余地がある。そして、いずれはヤクルトか横浜を呼んで地元球団のように。高校野球の東北北海道大会の設立。
- ⑱ どのように市民が主体的となってまちづくりを行っていくかということを考えたときに山崎先生のお話にもありましたが、将来のまちづくりの担い手となる子どもに、まちづくりについて考える機会が増えると良いと感じた。例えば、子どもたちが防災マップ、防犯マップをつくる。自治基本条例制定の動き、市民憲章について学ぶ。
- ⑲ 多くの(高齢の)住民が参加している中、お話の内容が少し難しかったのではないかな。
- ⑳ とても分かりやすい説明で大変勉強になりました。
- ㉑ 全体的に異論はないが、「自治体の憲法」という表現は、今どきどうか。
- ㉒ 講演内容、関係資料等分かりやすく良かったです。今日の講演内容のように今後協働して確かな理念に合った条例が出来ますよう市民参加型(対等の立場)で慎重に進めていく必要があるということを市側もきちんと分かってくべきだと思います。有識者他、市側の人間だけで作っていいとはいけないことを肝に銘じるべきです。質疑は条例に関してのことに限定すべきでした。

- ②③ 積極的にまちづくりに参加している市民は沢山いる中で、この条例をどのように周知していこうとしているか知りたい。市民にとって自治基本条例が、いわゆるバイブルのような存在になれば、まちづくりにプラスになると思うし、これから先の釧路は本当に良い街になると思う、そうであってほしいと願います。難しい言葉を使わないで、幅広い世代の方々が読んでも理解できる内容をお願いしたい。
- ②④ 形式でなく市民との合意を得るために具体的に検討していく必要があると思います。会社、団体、町内会、老人クラブ等を積極的に活用していくべきでは。(今までにもやっていることと思いますが、市民の末端まで浸透していない、一部に詰まっている)こうした取り組みが必要だと思います。
- ②⑤ 実際に運用していくうえでは「手引き」の内容が非常に重要になるのではと感じました。
- ②⑥ 権力者の統制から住民の声を無視した行動をしばる条例であることを強く願います。自助に重きを置く動きを警戒しています。
- ②⑦ 条例に関しては、まだ分からないことばかりです。今後の広報活動を望みます。
- ②⑧ 釧路の自治体の質を高めるには、市民の思いを高めていく必要がある。それは、市の政策と市民と、共有の場をもつことが必要である。共有化することで、市民は市の政策に気付き、知ることができる。又、知ろうとする意識を高め合うことができる。釧路市の財政の切迫さを知ることにより、多くの節約の案や改善の試案が生まれてくるであろう。決して、市任せにはできなくなるであろうと思われる。くしろチューリップフェアでは、市民が球根を植え合うことでフェアの意味に深さが見られ、愛着も高まってきている。命を守るために防災対策の取り組みでは町内会との関わりの中から学校の安全教育の中から具体的な避難経路のマップが生まれた。小学校では、授業の中に組みこまれ子ども達自身がマップを作り合うことで安全対策の実践を行っている。子供たちを取り込むことで、更なる命を守る対策となっている。市の対応だけでは不可能な対策もNPO法人他、多くの関係機関を利用して可能になっていくことが考えられる。ただし、おさえておかなければならないのは、市民が自己満足でわがままな活動に陥ってはならないということである。だからこそ、そこにルールが必要となる。ルール作りが必要となる。だからこそ、市と市民の話し合いの場をもち市民が自覚をもった責務を段階的に育てる場が必要となる。今こそ、今、共助を大切にしたい共有化された自治基本条例の必要性が生まれるのである。
- ②⑨ 情報公開・情報共有について、若者に向けられた方法をとって欲しい。具体的には、ツイッターやラインなど若者に向けられた方法によるべき。札幌市や帯広市には、市の公式ツイッター公式アカウントがあるのに釧路市にはないため、若者に向けられた視点が足りないのではないか。また、情報提供を行うだけでなく、その情報を見てもらえるような工夫をするべき。そうでなければ、市政に関心のある若者は、少数派として高齢者よりも事実上不利益に扱われてしまうのではないか。
- ③⑩ 山崎先生の講演を聞いて、とても市民にとってまちづくり、釧路の現状を知る事が出来ました。私も地域に根差した活動をしている中で行政と市民企業と共有出来る事に改めて質の高い釧路市、元気のまちを繁栄していくことに期待します。
- ③⑪ 多くの市民に本日は参加していただき良かったなと思っています。この会が報道され、より多くの市民が興味を持ってくださることを祈念します。
- ③⑫ 大変勉強になりました。従来の仕組みとそれらを支える市民意識を高めることの大切さがわかりました。しかしながら、ややもすると「市民」という名のもとで特定の声の大きな意見が通ってしまうこと等の運用面での課題も大きいと感じました。自治体の規模の大きさによる「自治の違い」についてもより詳細に検討し、常にあるべき「自治の姿」を追うことが必要といえるだろう。
- ③⑬ 山崎先生の講話は、とてもわかりやすかったです。

- ③④ 質疑が20分ととともに議論ができる時間設定になっておらず、自分の発言も途中でヤジが出て断念せざるを得なかった。この講演会は市民の意見も聞く機会も設けましたとのアリバイ作りの一つではなかったか。そうであるならば、自治基本条例の精神構造とは真逆である。
- (仮称)釧路市自治基本条例に関しては、その精神に目新しさはなく、極めて常識的な内容。ただ、既存の枠組みとバッティングするものも多く、屋上屋の感が否めず、複雑感が増すマイナス効果もあるのではないか。率直なところ、「くしろ市民憲章」の実効性確保に知恵を絞った方が良いのでは。条文の中身で言うと、「市職員の責務」に関して、江別・札幌市が採用している「市民の視点にたって」という表現を入れるべきだと思う。というのも、常日頃自分の活動で市職員に接する度に、上から目線で、協働の意識にかけると印象を強く持っているため。この点が実際の運用面で改善されなければ、いくら自治基本条例を作っても無駄な作業になってしまうと思われる。
- 市職員がコミュニティの中核である町内会に加入し、率先して市民目線の活動を始めることで市民の意識も変わってくるのではないかと。

平成 26 年 6 月議会における質疑要旨

1. 一般質問

なし

2. 総務文教常任委員会

(日本共産党議員団 梅津議員)

市民の定義などは捉え方によって異なる。一つにまとめるのは難しいのではないか。他の自治体では市民の定義はどのようになっているのか。また、市として市民の定義は考えているのか。

(理事者)

市民の捉え方は、住民票がある人とする場合と、それに市外の人も含む場合とで大きく二つに分かれている。例えば、帯広市や札幌市では少し広くとった定義にしている。市として市民の定義については発言していない。自治やまちづくりの議論が尽くされたうえで検討したい。

(日本共産党議員団 梅津議員)

現在のたたき台を見ると、住民自治の視点が弱いように思う。まちづくりをみんなで頑張ろうというのは良いと思うが、住民自治をどう膨らませていくかと、住民自治の定義も必要であると思うがいかがか。

また、この条例を通じて自治の理念を理解してもらうために、「住民自治とは何か」をしっかりと市民に示すべきではないか。

(理事者)

まちづくりを進めるためには、どうするのが良いのか、意見はまだ分かれている状況。住民自治を進めるべきとの意見もあることから、今後、住民自治の重要性を意識して議論を深めていきたい。

(日本共産党議員団 梅津議員)

コミュニティをどう作っていくかの議論はどうなっているのか。

(理事者)

コミュニティとはなにか、から議論がなされており、自助、共助、公助による災害対策の取り組みにおいて不可欠なもので、町内会がその核となるとの意見も出ている。

まだ今後の議論が必要ではあるが、釧路らしさを出せる部分だと思う。

(公明党議員団 月田議員)

市民の定義、最高規範性、議会については、検討委員の間でも意見がかい離していると思う。一致した意見としてまとめた結論になればよいが、スケジュールに則って多数決で決めたり、タイムリミットが来たので議論を切ったりすることはやめてほしい。

(理事者)

意見が分かれている状況で、多数決によって決めることは考えていない。仮にまとまらなければ委員会の回数を増やして対応していきたい。議論ありきで進め、スケジュールの変更もありえる。

(政進会 鶴間議員)

自治基本条例を制定後、関連条例や規則を制定し、コミュニティの現状と問題点、町内会の加入についての対策等を示してほしい。

(理事者)

その後の条例等は考えていない。規則で細かいものを定める条例ではない。

(政進会 鶴間議員)

理念に留まらず、一步踏み込んだ条例にしてほしい。例えば、コミュニティにおいて、市の業務を担える組織などを作っていくべきではないか。

(理事者)

この条例は方向性や役割の明示が主眼である。コミュニティをどう形成していくかは、個人の参加意欲やまちづくりへの意識の高まりが必要だと思う。具体的になにをどう行うかは、この条例のもとに各個別で進めることになる。

自治基本条例は守るべき理念を謳うものである。市民、議会、行政が協力してまちづくりに進むためにも、基本理念の整理を進めたい。それを踏まえて、実効性をもって取り組んでいきたい。

(日本共産党議員団 梅津議員)

現在、市は公有資産マネジメントを進めているが、コミュニティ形成のためには、町内会の参加促進と同時に、コミュニティを形成する場所が必要で、公共施設がその役割を果たしてきたはず。自治基本条例の中でも、自治基本条例の中でもコミュニティ形成における公共施設の役割を議論してもらいたい。

コミュニティに関する議論の整理（第16回検討委員会より）

論点1 用語のイメージについて

- ① コミュニティの英語の原義は「共同体」。歴史や文化に根付いた人々の集まり、結びつきのこと。
定義の中で「地域共同体」と置き換えることが実態的にできれば、コミュニティという言い方でも良いのだろうが。
- ② コミュニティと一般的に言ったら、「地域共同体」だと思う。
それが基盤になり、色々な団体が協力し合ってコミュニティづくりに参加する。
- ③ コミュニティという言葉は、若い人たちは理解していると思うが、「共同体」などとお年寄りも分かると思う。
- ④ コミュニティという言葉は一つの日本語として既に浸透しているのではないか。
「コミュニティとは何か」と聞かれたら、「地域同士の活動」ということで良いのではないか。
- ⑤ コミュニティと聞いて思い浮かべるのは、「集まり」や「繋がり」のような人と人との間のネットワークのようなもの。
- ⑥ 「団体」という表現は、法人や組織があって構成員同士の「縦の繋がり」がイメージされる。コミュニティは「横の繋がり」だと思うので、そのあたりを整理すべき。コミュニティという言葉が浸透してしまっているので、定義しようとするとうがみがでるのかもしれない。

論点2 例示（町内会等）について

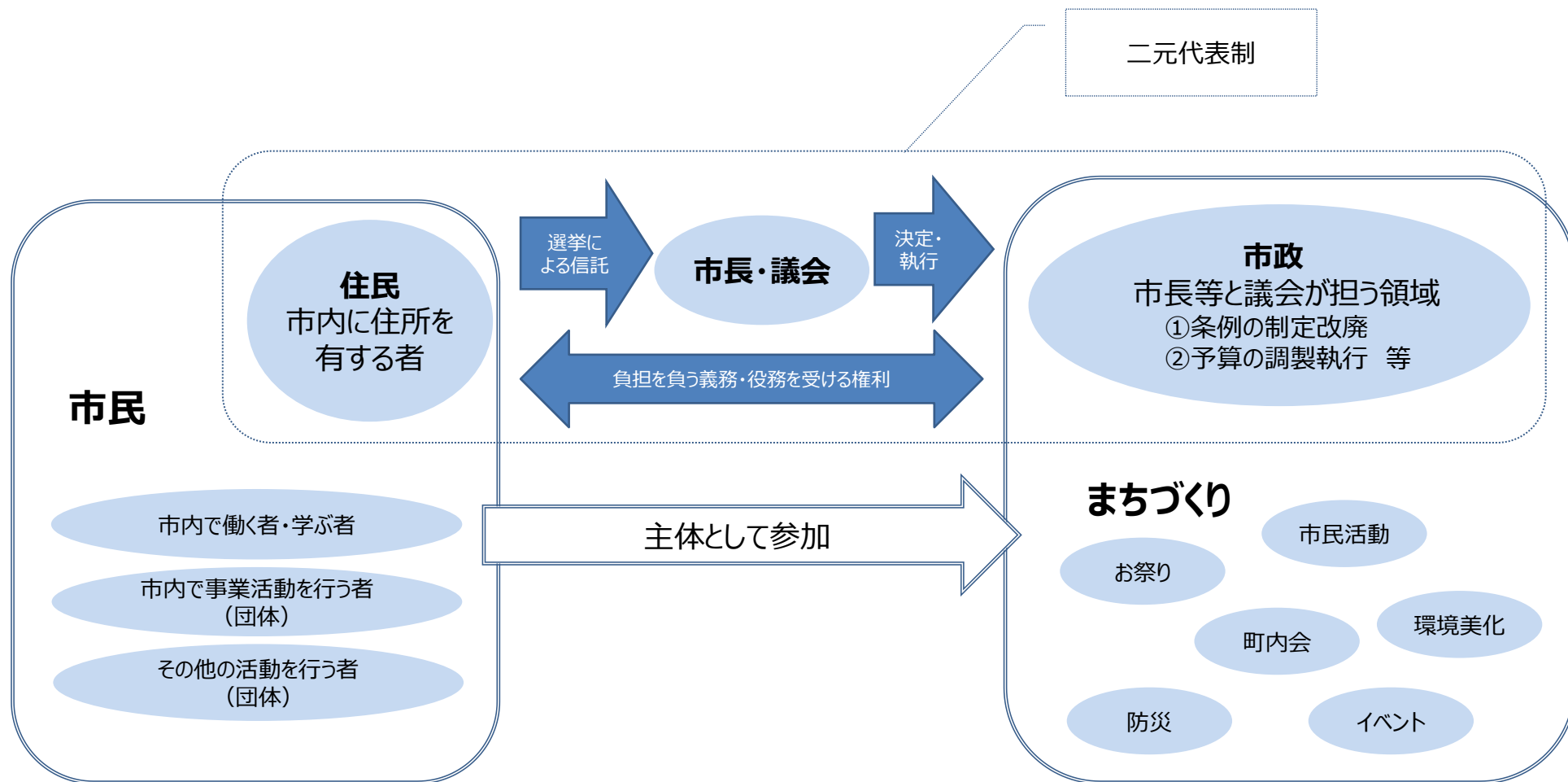
- ① コミュニティづくりの一番の規範となるのが、町内会あるいは連合町内会を単位とした地域の共同体だと思う。
- ② 「人の繋がり」として捉えると、地縁団体や目的テーマ別以外にも、職域的に広がったものもあるように感じる。
- ③ コミュニティを構成する組織なり団体なりが沢山あって、それが多様になってその基盤になるのが町内会と思う。
学校・職場関係などの領域を構成する団体については、コミュニティというのは集まりと定義をしておけばよい。
- ④ 定義するか、例示に留めるかは別として、町内会のような地縁とNPOのような目的別の二つははずせないだろう。
- ⑤ 議論の結果次第では、町内会を頭一つ出して例示することは問題ない。
- ⑥ 町内会は自治組織であり、ミニ行政ともいえるべき存在であるから、
老人クラブ等のある種、趣味で行われているものとは一線を画して重要。

論点3 市の関わりについて

- ① 住民の力を引き出すことに行政は力を入れるべきで、町内会を筆頭に団体の活動支援についても明記して欲しい。
- ② 「コミュニティは重要」と言いながら、例えば市営住宅に自治会館を整備しない事例がある等、実際の施策に乖離があるとも感じている。
- ③ コミュニティといえば「コミュニティカフェ」なども思い浮かぶ。そうした人の繋がりを円滑に進めるための場所を提供することも大切。
- ④ 大切なのはコミュニティの定義そのものよりも、市や市民がどう関わるかの規定だと思う。

用語の定義について（市民・まちづくり・市政）

「（仮称）釧路市自治基本条例素案のたたき台」の規定のイメージ（定義案①の場合）



(仮称)釧路市自治基本条例検討委員会 H26年度開催日程

日付	検討委員会
7月11日(金)	第17回 18:00～20:00 プラザさいわい小ホール
7月18日(金)	第18回 18:00～20:00 プラザさいわい小ホール
8月1日(金)	第19回 15:30～17:30 プラザさいわい208号室
8月18日(月)	第20回 18:00～20:00 プラザさいわい小ホール
8月29日(金)	第21回 18:00～20:00 プラザさいわい小ホール
10月下旬	第22回 時間場所未定

(仮称) 釧路市自治基本条例【素案のたたき台】

目次

前文

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 権利及び責務（第6条—第11条）

第3章 コミュニティ（第12条）

第4章 情報共有（第13条—第15条）

第5章 市民参加及び協働（第16条—第21条）

第6章 行政運営（第22条—第27条）

第7章 この条例の見直し（第28条）

附則

前文

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市のまちづくりに関し、基本理念及び基本原則を定め、並びに市民の権利及び責務並びに市の責務を明らかにするとともに、まちづくりの基本的事項を定めることにより、市民自治によるまちづくりの実現を図ることを目的とする。

(この条例の位置付け)

第2条 案①

第2条 この条例は、本市のまちづくりの基本であり、市民及び市は、まちづくりの推進に当たり、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。

2 市は、総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本的な構想及び計画（以下「基本構想等」という。）その他のまちづくりに関する計画の策定及び変更並びにまちづくりに関する条例、規則等の制定及び改廃に当たっては、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

第2条 案②

第2条 この条例は、本市のまちづくりの基本的な事項を定める最高規範であり、**市民**及び市は、まちづくりの推進に当たり、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。

～ 以下同じ ～

(定義)

第3条 案①

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) **市民** 市内に住所を有する者、市内で働き、若しくは学ぶ者又は事業者（市内で事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいう。以下同じ。）をいう。
- (2) 市 議会及び市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）をいう。
- (3) まちづくり 公共の福祉の増進を目的として行われる全ての公共的な活動をいう。
- (4) 市政 まちづくりのうち、市が担うものをいう。
- (5) 協働 まちづくりの課題に対して、**市民**と市がともに考え、協力しながら取り組む事をいう。
- (6) コミュニティ 町内会等の地縁による団体、**市民**がまちづくりの推進を目的として自主的に構成する特定非営利活動法人等の団体その他これらに類する団体をいう。

第3条 案②

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) **市民** 市内に住所を有する者をいう。
- (2) 市 議会及び市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）をいう。

～ 以下同じ ～

第3条 案③

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市 議会及び市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）をいう。

～ 以下同じ ～

(基本理念)

第4条 まちづくりの主体は、市民であることを基本とする。

2 市政は、市民の信託に基づき行われるものであることを基本とする。

(基本原則)

第5条 市民及び市は、次に掲げる基本原則に基づき、まちづくりを行うものとする。

(1) 情報共有の原則 市民及び市は、まちづくりに関する情報を共有すること。

(2) 市民参加の原則 市民は、まちづくりの主体として、まちづくりへの参加を進め、市は、その機会を保障すること。

(3) 協働の原則 市民及び市は、相互理解のもと協働すること。

2 市は、前項の基本原則の実施に当たっては、人種、宗教、信条、性別、社会的身分、障がいの有無、経済状況等によって市民が不当に不利益を受けないようにしなければならない。

第2章 権利及び責務

(市民の権利)

第6条 市民は、まちづくりに参加することができる。

2 市民は、市政に関する情報について、公開又は提供を求めることができる。

3 市民は、まちづくりへの参加又は不参加を理由に不利益を受けない。

(市民の責務)

第7条 市民は、まちづくりの主体であることを認識するとともに、まちづくりに参加するよう努めるものとする。

2 市民は、まちづくりに参加するに当たっては、公共の福祉を意識し、自らの発言と行動に責任を持つものとする。

(事業者の責務)

第8条 事業者（市内で事業活動その他の活動を行う者及び団体をいう。）は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

(市長の責務)

第9条 市長は、市民から信託を受けた本市の代表者として、公正かつ誠実に行政運営を行わなければならない。

2 市長は、市民の意思を把握し、市政に反映させるよう努めなければならない。

- 3 市長は、市職員を適切に指揮監督するとともに、**市政**の課題に的確に対応できる人材の育成に努め、効率的かつ効果的に組織運営を行わなければならない。

(市職員の責務)

第10条 市職員は、全体の奉仕者として公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

- 2 市職員は、職務の遂行に必要な能力の向上に努めなければならない。

(議会及び議員の責務)

第11条 議会は、本市の意思決定機関並びに市長等の監視及び評価機関として、公正かつ透明で**市民**に分かりやすい開かれた議会運営に努めなければならない。

- 2 議員は、**市政**全般に関する課題、**市民**の意見等を的確に把握し、公共の福祉の増進に反映させるよう努めなければならない。

第3章 コミュニティ

第12条 **市民**及び市は、コミュニティの重要性を認識し、コミュニティを守り、育てるよう努めるものとする。

- 2 **市民**は、自らが地域社会の一員であることを認識し、自主的にコミュニティに参加し、**まちづくり**に主体的に取り組むよう努めるものとする。

- 3 市は、コミュニティの自主性及び自律性を尊重しながら、その活動を支援するよう努めなければならない。

第4章 情報共有

(情報共有)

第13条 市は、**まちづくり**に関する情報を適切かつ分かりやすい形で**市民**に提供し、**市民**との情報の共有に努めなければならない。

- 2 **市民**は、**まちづくり**に対する関心を高め、**まちづくり**に関する情報の収集に努めるとともに、自ら情報を発信し、他の**市民**や市との情報の共有に努めるものとする。

(情報公開)

第14条 市は、**市政**の諸活動を**市民**に説明する責務を全うするため、公文書の開示等について必要な措置を講じるとともに、情報の公開に努めなければならない。

(個人情報保護)

第15条 市は、個人の権利利益の保護及び公正で民主的な**市政**の実現を図るため、市が保有する個人情報を適正に取り扱わなければならない。

第5章 **市民**参加及び協働

(**市民**参加)

第16条 市は、まちづくりへの市民参加の機会を保障するものとし、そのための制度の充実に努めなければならない。

(協働)

第17条 市は、市民と市の協働によるまちづくりを推進するための施策を策定し、及び実施するとともに、市民と市の協働の実効性を高めるよう努めなければならない。

2 市は、前項に規定する施策を実施するに当たっては、市民の自主性及び主体性を尊重しなければならない。

(子どものまちづくりへの参加)

第18条 市民及び市は、子どもがその年齢にふさわしい形でまちづくりに参加することができるよう配慮するものとする。

(男女平等参画)

第19条 市民及び市は、まちづくりにおいて男女平等参画を推進するよう努めなければならない。

(住民投票)

第20条 市は、市政に関する重要事項について、直接、市民の意思を確認するため、必要に応じて住民投票を行うことができる。

2 市長及び市議会議員の選挙権を有する者は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条に定めるところにより、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができる。

3 住民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めるものとする。

4 市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

(市民意見提出手続)

第21条 市は、市の基本的な政策等の策定、改定、廃止等(以下「政策策定等」という。)に当たっては、政策策定等の趣旨、目的、内容等を広く公表し、市民からの意見及び情報の提出を受け、これらに対する市の考え方等を公表しなければならない。

第6章 行政運営

(基本構想等)

第22条 市長は、基本構想等を策定するものとする。

2 市長は、基本構想等の策定に当たっては、市民の意見を広く反映させるため、市民が参加する機会の充実に努めなければならない。

3 市長は、基本構想等の進捗状況を適切に管理し、その結果を市民に分かりやすく提供す

るものとする。

(財政運営)

第23条 市長は、財政の状況を的確に把握し、中期的な見通しに立った健全な財政運営を図るよう努めなければならない。

2 市長は、予算編成に当たっては、基本構想等の進捗状況及び行政評価の結果を踏まえ、財源の効率的かつ効果的な活用に努めなければならない。

3 市長は、財政状況並びに予算及び決算の内容を分かりやすく公表し、財政運営の透明性を確保するよう努めなければならない。

(行政運営)

第24条 市長等は、効率的で公正かつ透明性の高い行政運営を行わなければならない。

(行政評価)

第25条 市長等は、効果的かつ効率的な行政運営を図るため、行政評価を実施し、その結果を市民に分かりやすく公表するとともに、行政運営や施策等に反映させるよう努めなければならない。

2 市長等は、行政評価の実施に当たっては、市民、有識者等による外部評価の仕組みを整備するよう努めなければならない。

(行政手続)

第26条 市長等は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、処分、行政指導及び届出に係る手続を適切に行い、市民の権利利益の保護に努めなければならない。

(他の自治体等との連携)

第27条 市は、国及び北海道と対等な立場で、それぞれの役割分担を踏まえ、連携協力に努めるものとする。

2 市は、行政サービスの向上や効率的な行政運営等を図るため、国内外の自治体等との交流、連携及び協力に努めるものとする。

第7章 この条例の見直し

第28条 市は、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の見直しについて検討することが必要であると認めるときは、この条例の見直しを検討する組織を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

附 則

この条例は、平成 年 月 日から施行する。

FAX送信先：0154-22-4473

（釧路市総合政策部都市経営課宛）

感想記入シート

第17回検討委員会（平成26年7月11日開催）	
※委員会の感想、 委員長への質問、 事務局への要望 等、自由に記入し てください。	

【連絡先】

釧路市総合政策部都市経営課 担当 河面

電話番号 0154-31-4502

FAX番号 0154-22-4473

E-mail shimpei.komo@city.kushiro.lg.jp